

品川区立学校中堅教員研修実施要綱

制定 平成4年4月7日 教育長決定
改正 平成20年4月1日 教育次長決定（要綱第17号）
改正 平成27年8月1日 教育次長決定（要綱第20号）

（目的）

第1条 この要綱は、品川区立学校に勤務する中堅教員（原則として、教職に6年以上在職している者）を大学等に派遣することについて規定し、中堅教員がセミナーを受講することを通して自己啓発や視野の拡大を図り、もって本区の教育の充実・発展に役立てることを目的とする。

（研修課題）

第2条 研修課題は、教育委員会が定めた大学等におけるセミナーのうち、目的に適したものを受講者本人が選択する。

（派遣先および期間）

第3条 派遣先の大学等は、別途定める。

（派遣教員）

第4条 派遣教員は、応募した教員のうち選考により決定する。

（派遣人員）

第5条 派遣人員は、予算の範囲内で決める。

（応募の資格）

第6条 研修に応募できる教員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 原則として、教職に6年以上在職している者
- (2) 勤務成績が優秀な者

（選考委員会の設置）

第7条 第4の派遣教員の選考を行うため、品川区立学校中堅教員研修選考委員会（以下、「選考委員会」という）を設置する。

（選考委員会の構成）

第8条 選考委員会は、教育長・教育次長・指導課長・統括指導主事および指導主事の8名以内で構成し、委員長は教育長とする。

（選考の内容）

第9条 書類選考により行う。

（研修報告）

第10条 派遣教員は、研修終了後1か月以内に研修報告書を教育長に提出しなければならない。

（費用）

第11条 研修にかかわる費用（参加費等）は、品川区教育委員会が負担する。

（派遣中の勤務の取扱）

第12条 派遣中の勤務の取扱については、「研修」扱いとする。

付則

本要綱は、決定の日から効力を有する。